

令和8年10月1日から東京都最低賃金が 時間額1,280円に改定されます。



都内で労働者を使用する全ての事業場および同事業場で働く全ての労働者(都内の事業場に派遣中の労働者を含む)に適用されます。

詳しくは、二次元コードより東京労働局のホームページをご覧ください
どうか、お問い合わせください。



お問合せ 東京労働局賃金課 TEL: 03-3512-1614
渋谷労働基準監督署 FAX: 03-3512-1558
東京働き方改革推進支援センター TEL: 0120-232-865
世田谷区経済産業部
工業・建設業・雇用促進課
TEL: 03-3411-6662
HP: <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/>



働きやすい職場環境づくりに 取り組みましょう



従業員のメンタルケア等、職場の健康づくりは重要です。「東京西部地域産業保健センター」では、従業員50人未満の小規模事業場で働く方々を対象として、産業保健サービスを行っております。

また、出産した女性が安心して職場復帰し、働き続けることができるよう、「搾乳室」の設置を進めましょう。

詳しくは、二次元コードをご覧ください。



お問合せ 世田谷区経済産業部 工業・建設業・雇用促進課
TEL: 03-3411-6662

HP:
<https://www.setagaya-med.or.jp/activities/health-services/>



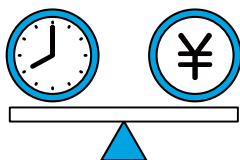
HP:
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/00115644.pdf>



ワーク・ライフ・バランスについて 考えてみませんか



誰もがいきいきと働き暮らすことができる社会のために、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいます。仕事と生活の調和について考えるきっかけとなるよう、区の実情などをホームページでご紹介しています。ぜひご覧ください。



お問合せ 世田谷区生活文化政策部
人権・男女共同参画課
TEL: 03-6304-3453
HP: <https://www.city.setagaya.lg.jp/02409/1056.html>



イノベーション創造支援プログラム 事業者募集のお知らせ【第2回募集】



イノベーション創造支援プログラム (SETA LIGHT)

ビジネスの現場で活躍する専門家が、事業計画策定支援等をスポット型で行います。また、必要な経費の一部を補助します(審査あり)。

- ◎補助限度額…50万円
 - ◎補助率…3分の2
 - ◎採択者数…12事業者程度
 - ◎募集期間…9月1日(火)～10月14日(水)17:00
- 詳しくは、ホームページをご覧ください。



お問合せ 世田谷区経済産業部 経済課
TEL: 03-3411-6644
HP: <https://setacolor.tokyo/>



世田谷区と一緒に後継者探し 事業承継プラットフォーム relay the local 世田谷区 を開設!

お店をこのまちに
残したい



後継者がいない、
どうしたらいいの?



廃業・休業以外の
方法はないかな?



大切に育んできたあなたの事業者やお店を、未来や次世代へつないでいきませんか? 「事業承継」を通じて、後継者問題にお悩みの方、事業をスタートされたい方を世田谷区がサポートします。

お問合せ 世田谷区経済産業部経済課(relay事務局)
TEL: 0120-417-007 平日9:00-18:00
HP: <https://relay.town/local/tokyo/setagaya>



東京商工会議所世田谷支部では、経営全般や融資に関するご相談を無料で受け付けています。お気軽にご相談ください。

また、専門家(税理士・弁護士・社労士・弁理士)によるご相談も予約制で承っています。

☎03-3413-1461 (平日 9:30~17:00)



挑みつづける、変わらぬ意志で。

東京商工会議所 世田谷支部